

# Universality and Variability of Modal Auxiliary Development : A Contrastive study of English, Japanese and Korean

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/9636">http://hdl.handle.net/2297/9636</a>

# 法助動詞の発達の普遍性と個別性： 英語・日本語・韓国語の対照に基づいて

守屋 哲治

## Universality and Variability of Modal Auxiliary Development： A Contrastive Study of English, Japanese and Korean

Tetsuharu MORIYA

### 1. はじめに

Must, may, can などの英語の法助動詞は、必要性・義務・許可・推量といった主観的な態度を表す役割を持っている：

- (1) a. Consumer laws *must* be extended to protect our laws. (A17)<sup>1</sup>  
 b. The observer is sure that his memory *must* be wrong. (A68)  
 c. Tax policy *may* have a profound effect on those on low income. (ABU)  
 d. You *may* not be here tomorrow. (AOL)

(1a)の *must* は必要性、(1b, c)の *must* および *may* は推量、(1d)の *may* は否定と共に用いられることで禁止の意味を表している。

このように、法助動詞は「何がどうした」という主述関係によって表される命題の意味そのものではなく、その命題内容に対する、典型的には話者の心的態度を表すという点で主観的な意味を表している。

機能的要素である英語の法助動詞は、語彙的要素である本動詞に起源を発している。*must* は *to be able*, *to be permitted* の意味を持つ古英語の動詞 *motan* に由来しており、*may* は *be able* の意味を持つ古英語の動詞 *magan* に、そして *can* は *know* を意味する古英語の動詞 *cunnan* にそれぞれ

れ由来する。

このような英語の本動詞から助動詞への発達は、文法化 (grammaticalization) の典型的な例である。文法化とは語彙的な要素が文法的な要素へと変化していくプロセスのことであり、文法化という用語は Meillet (1912) によって最初に使用されたと考えられている：

- (2) Whereas analogy may renew forms in detail, usually leaving the overall plan of the system intact, the ‘grammaticalization’ of certain words creates new forms and introduces categories which had no linguistic expression, transforming the system as a whole.

Meillet (1912: 133)

文法化は、Hopper and Traugott (2003), Heine et al. (1991) といった研究に代表されるように、最近の認知言語学において特に注目されるようになってきている。それは、文法化のプロセスによって示される言語の性質が、ソシュール以降生成文法の時代まで受け継がれてきた、構造主義的言語観に対する重要なアンチテーゼとなると考えられているからである。Heine et al. (1991: 1) はソシュール以降の文法モデルはいずれも次のような信条に依拠していると主張している：

- (3) a. Linguistic description must be strictly synchronic.  
 b. The relationship between form and meaning is arbitrary.  
 c. A linguistic form has only one function or meaning.

これに対して、文法化は語彙的要素が通時的に文法的要素へと変化していく過程をたどり、かつ共時的体系における通時の変化の反映を考察するといった点で、通時的な側面と共時的側面の両方に関わっている。また、ある語彙的要素が文法化するのには、何らかの動機付け (motivation) が関与しているが、文法化の研究においてはこのような動機付けの解明も重要な要素になっている。この点で言語の恣意性よりは有契性を重視する立場だといえる。このように文法化が注目されている理由のひとつとして、生成文法的な言語観を問いただす重要なデータを提示してくれるということがある。<sup>23</sup>

しかし、このような認知言語学的枠組みの中で行われている研究においても、生成文法におけるのと同じような方法論的問題点が往々にして見受けられる。それは、英語をはじめとした欧米の言語データ観察に基づいて得られる一般化から、人間の認知機構に由来する人間言語の普遍的性質を導こうとするという点である。このようなやり方で得られた一般化は日本語など欧米の言語には当てはまらにくい場合が多い。このような場合でも追加仮説を加えることによって強引にその一般化の有効性を主張する場合も見受けられる。このような特徴がはっきり現れているのが法助動詞に関する研究である。

本論文では第一に、英語など欧米の諸言語のデータを中心として立てられた法助動詞の意味変化に関する一般化が日本語や韓国語にはそのままの形ではあてはまらないことを示す。人間の認知機構によって言語が条件づけられていると考える場合に、個別言語による多様性を考慮せずに論証をすすめても結局、すぐに反例にぶ

つかってしまうことになる。どこまでが人間の認知様式からくる制約であり、どの部分に個別言語による変数が関与してくるのかを考えることは、認知言語学が単なる解釈論に終始するのではなく、人間の言語能力を説明する理論を目指すのであれば必要不可欠な点である。

このような議論に基づいて、次に、文法化によって客観的表現が主観的表現へと変化していく過程が、個別言語状況に応じてその具現の仕方がどのように異なるかという点について考察する。英語と日本語では法助動詞の成り立ちがかなり異なるため、主観化のプロセスが異なってくるのも自然なことも考えられる。しかし、成り立ちがきわめて類似していると考えられる日本語と韓国語の間ですら、データを詳しく観察すると主観化のプロセスに違いが存在することがわかる。これは、認知的基盤から生じる言語の枠というもので、多様性を生じさせる要因がどのようなものであるかを考える上で興味深い事実を提示してくれる。

本稿の構成は以下の通りである。2 節では、英語の助動詞の発達およびそれに伴う意味変化に関する考察を、具体的な法助動詞の発達を例に挙げながら行う。次に 3 節では、日本語の法助動詞の発達および意味変化の特徴を英語と対比しながら概観し、英語において観察される意味変化の方向性が日本語の場合には当てはまらない点が多いことを指摘する。さらに 4 節では日本語の法助動詞と韓国語の法助動詞を比較・対照し、体系としては非常に類似点が多いことを確認する。5 節では意味の主観化という観点から英語・日本語・韓国語の法助動詞を比較し、個別言語的な要因が、主観化の具現化にどのような影響を与えているかを考察していく。6 節で本稿の議論のまとめを行う。

## 2. 英語法助動詞の発達

英語の法助動詞の研究では、義務や許可などの義務的意味 (deontic/root meaning) あるいは agent-oriented meaning) から推量などの認識

的意味 (epistemic meaning) への発達が特に注目されており、この変化の方向性が人間の認知機構の性質に由来していると主張されることがある：

(4) There is strong historical, sociolinguistic, and psycholinguistic evidence for viewing the epistemic use of modals as an extension of a more basic root meaning, rather than viewing the root sense as an extension of epistemic one, or both as subsets of some more general superordinate sense.

Sweetser (1990:49-50)

(5) It is clear that the epistemic senses develop later than, and out of the agent oriented senses. In fact, for the English modals, where the case is best documented, the epistemic uses do not become common until quite late.

Bybee et al. (1994:195)

上の二つの引用はいずれもかなり強い主張をしている。(5)では義務の意味から認識の意味への拡張は「はっきりとした」ことであり、英語においてその拡張が一番明確に裏付けられるという述べ方をしていることから、このような拡張を普遍的と考えていると思われる。

そこで、このような主張の根拠となっている英語法助動詞の歴史的発達の具体例を主として Traugott and Dasher (2002:Ch.3)の記述に基づいて見ていく。

現代英語(Mod. E)における must の義務的意味と認識的意味の用法は頻度的にはほぼ拮抗している。Coates (1983:24)によれば、現代英語のデータベースを調査した結果では義務的意味が53%なのに対して認識的意味が47%とのことである。それに対して、およそ紀元 700 年頃から 1100 年頃までの古英語(OE)においては状況がかなり異なっている。まず、統語的には must は本動詞であり、意味的には、OE の初期ではもっぱら能力や許可を表し、OE の後期になってようやく

義務の意味を表すようになった。

Must は“be able, be permitted”の意味を表す OE の過去現在動詞 mot-に由来する。但し、能力を表す用法よりも許可を表す用法のほうが優勢だったようである。そして、OE の後期になって義務の意味が生じてきたのだが、許可の意味から義務の意味への拡張の契機のひとつと考えられるのが以下の文が用いられる状況である：

(6) *Hit is halig restend æg ; ne most*

It is holy rest day NEG may/can/must

*ð u styrigan Pine beddinge.*

thou move they bed.

“This is a holy res-day; you may/must not move your bed.”

(Goosens 1987:33)

この文では否定が用いられていることから“not permitted to”の意味が“obliged to not”と実質的に同じことを表している。つまり「ベッドを動かす事が許されていない」ということは「ベッドを動かしてはいけない (=動かさない義務がある)」ということとほとんど違わない。また、「許可」を与える側が神や法王など絶対的権力を持っているような場合には、実質的にその行為を行わない選択肢がないという状況が生じる：

(7) *swa þa lærendum þam preostum*

so then advising those priests

*se papa geþafode þæt Equitius moste*

the pope granted that Equitius should

*beon gelæded to Romeþyrig.*

be brought to Rome.

“so then the pope granted to those priestly advisors that Equitius should be brought to Rome.”

Warner(1993: 161)

可能の意味から義務の意味が生じる道筋には、ここに示したようにいくつかの可能性が存在す

るが、いずれにせよ、可能の意味と義務の意味とが推論関係によって結びつけられるような文脈で拡張が起こっているといえる。

義務の意味から推量の意味に拡張が起きた文脈について、Traugott and Dasher (2002)では以下のような場合を挙げている：

- (8) a. 動作主が明示されていない非人称主語構文が条件節に出てくることによって、義務の概念が曖昧化し、推量に解釈される場合  
 b. 未来に果たす義務の必然性が強調されていることによりそれが現在にも当てはまるのではないかという推論が行われる場合  
 c. 一般的に課せられる義務が推量にも解釈される場合

この中でTraugott and Dasher (2002)は特に3番目の要因が鍵であると主張している。この3番目の例が(9)である：

(9) *Ealle we moton sweltan.*

All we must die  
 “We must all die.”

Warner (1993:162)

Warner (1993)によれば、この文は8世紀頃に記録された聖書の出エジプト記の一節で、一般的な義務のように書かれてはいるものの特定の状況、すなわち、「もしあなた方ユダヤ人がエジプトを出て行かないのならば、我々エジプト人は全員死ななければならない」という状況においては、「死ななければならない」という義務が、「死ぬに違いない」という未来に関する推量を導いていると考えられる。

このように、Traugott and Dasher (2002)は、mustの能力や許可を表す用法から義務用法へ、そしてさらに推量を表す用法への拡張は、特定の文脈において使用された時に、その語の意味より

も、その語が用いられている文脈から推定される意味のほうに解釈が傾くような場合を契機として意味が変化していくことを詳細な通時的データをもとにして示している。いわば、文を解釈する際の推論がこのような意味変化の鍵を握っていると考えている訳である。

それに対して、Sweetser (1990)は、推論ではなく、メタファーが法助動詞の意味変化の重要な仕組みであると主張している。彼女は、Talmy (1988)の力動性(force dynamics)の概念を用いて法助動詞の意味を説明しようとする。力動性とは事象に参加する個体同士の間でどのような力のやりとりが存在するかということに関するスキーマ（経験を抽象化あるいは一般化してとらえた認知枠）である。Mustに関して、Sweetser (1990:61)では、(10)のような例文を用いてメタファーによる意味の拡張を主張している：

(10) a. You *must* come home by ten. (Mom said so.)

“The direct force (of Mom’s authority) compels you to come home by ten.”

b. You *must* have been home last night.

“The available (direct) evidence compels me to the conclusion that you were home.”

Mustが義務的用法で用いられている(10a)では、母親の持つ権威の「力」があたかも物理的力のように振る舞っているのに対して、mustが推量の意味で用いられている(10b)ではこのような力動的關係が認知的領域に拡大された結果、外的な状況・証拠などを「力」を持つ主体として、概念化者にたいしてある推論の方向をつける働きをすることによって推量的な意味が生まれたと主張しているのである。しかもこのような意味変化の方向性が(4)に述べられているように普遍的であると考えているため、結果としてSweetserは、(10)のような力動的關係のメタファー的概念拡張が普遍的に言語に起こると主張していることになる。<sup>4</sup>

Sweetser (1990)の分析に関する大きな問題は、この分析が前提とする義務の意味から推量的意味への拡張が観察される言語がそれほど多くないという点にある。Narrog (2005)は Bybee et al. (1994:193-211)の通言語的なデータを分析した結果、*must* のように強い義務・必要の意味から確実性の意味へとモダリティの意味が変化している例は38言語中わずかに4言語にとどまり、義務的な意味から推量的な意味への拡張を見せている言語というカテゴリーでもわずかに5言語しかないということを示している。また、Traugott and Dasher (2002)も、日本語を含めて Sweetser (1990)の主張する意味拡張の一般化があてはまらない言語が多くあることが示されている。

次節では、日本語の法助動詞の通言語的な特徴を概観し、英語との違いを考察していく。

### 3. 日本語法助動詞の発達

日本語法助動詞が前節で見た英語法助動詞の発達と大きく異なる点は、義務の意味から認識の意味への拡張が見られない点にある。

Horie (1997)が指摘しているとおり、日本語は文献的に遡れる最古の時代から法助動詞の義務の意味と認識の意味とが併存しており、義務の意味から認識の意味への拡張が起きたという証拠は存在しない。「べし」、「む」、「まし」のように義務の意味と認識の意味の両方を持つ形式でも、英語の場合と異なりどちらの意味からどちらの意味へと拡張したかということとはわからない。Must と対比する意味で「べき」の多義性を具体的な例を見ながら検討する：<sup>5</sup>

(11) a. 推量：「万代に年は来経とも梅の花絶ゆることなく咲き渡るべし」(万葉集)

現代語訳：永遠に年は経過していても梅の花は絶えることなく咲き続けていくにちがない。

b. 義務・当然：「人の歌の返し、疾くすべき

を、え詠みえぬほども、心もとなし」(枕草子)

現代語訳：人からももらった歌の返歌は、早くしなければならぬのに、うまく詠めない間も気がかりである。

c. 意志・決意：「毎度ただ得失なく、この一矢に定むべしと思へ」(徒然草)

現代語訳：(的に向かう)度ごとにただ当たりはずれを考えずに、この一矢で絶対決着をつけると思いなさい。

d. 強い勧誘・命令：「おのれをこの度都に参らするところは思ふところ多し。本意のごとくよき死をすべし」(増鏡)

現代語訳：お前をこの度都へ上がらせるについては、考えるところが多々あるのだ。その志にたがわず立派な死に方をしてくれ。

e. 可能：「その山、見るに、さらに登るべきやうなし」

現代語訳：その山は、見ると、まったく登ることができそうにない。

Must にも推量・義務・命令の意味を持つので、「べし」もこれらの意味の間では同じような拡張を仮定することも可能かもしれない。しかし、「べし」にはさらに意志や可能など *must* にはない意味を持つことから、同じような意味拡張を仮定することには無理がある。また、北原(1987)によればこれらの用法のどれかひとつの意味に特定しにくい用例も少なくないという。さらに、「べし」は、「宣し(うべし)」という本来、確信をもった推量をあらわす語の「う」が脱落したという説が有力であることから、語源的には認識の意味がもとになっていることが考えられる。

また、中古日本語においては、法助動詞の体系としても認識の意味が中心的であるといえる。それは、用例として上代語や中古語には認識的

な用法が多いこと、そして推量の助動詞として、「べし」、「む」、「らむ」、「けむ」、「まし」、「めり」、「なり」、否定推量の「まじ」、「じ」などの多様な形式が存在していたという点などがその根拠として挙げられる（黒滝 2005: 128）。

中古日本語から現代日本語へと発達していく中で、法助動詞に関しては二つの大きな変化が起きた。ひとつには、中古日本語の法助動詞の多くが消滅し、現存しているものもその用法が狭まっていった。主に証拠に基づく推量を表していた「めり」や「なり」などは消滅し、「べきだ」という形で残っている「べし」も、意味的にはほとんど義務の意味だけを表すようになり、統語的にも連体用法が文末用法に比べて優勢になっている（近藤 2000:479）。さらに中世以降になって迂言的な形式を持ち、法助動詞とほぼ同じ働きをする表現が出現してきた。以下に、このような表現の初出年代を『日本国語大辞典第二版』に基づいて掲げる：

- (12) 「なければならない」：1638 年  
 「にちがいない」：1734 年  
 「てもいい」：1833 年  
 「かもしれない」：16 世紀末

このような表現が多く出てくることによって日本語では義務の意味と認識の意味が一部を除いてほぼ異なる形式で表されるようになった。英語においても中世以降を中心に have to などの迂言的助動詞が登場したが、have to が義務の意味と認識の意味の両方を持っているのとは対照的である。

以上見てきたように、日本語の法助動詞の発達過程をたどってみても、英語に関して言われているような、義務の意味から認識の意味への拡張は観察できず、中古日本語ではむしろ認識の意味が中心的であると考えられる。また発達過程において中古日本語の法助動詞の多くが使用されなくなり、それにかわる形式として迂言的表現が発達することで義務の意味と認識的意

味の多義性が解消していった。以上のようなプロセスは力動性のメタファー的拡張というようなメカニズムではそもそも説明の使用がないことは明らかであろう。尾上 (2001:459)は、日本語と英語のこのような発達経路の違いの原因のひとつとして、法助動詞のもとになる語の違いを挙げている：

- (13) 英語の法助動詞は例えば「力をもつ」とか「意志する」というような意味の本動詞であったものが次第に文法化、主観化して許容、推量などを表すモダリティ形式に変化したものである。従ってそこにはルート用法からエピSTEMIC用法へという多義の派生順序や論理をたどることができるが、日本語の「ウ、ヨウ」などは動詞の活用語尾の一部（山田孝雄氏の用語では複語尾）であって、そこに事態を生ぜしめる「力」の主観化というプロセスが認められない以上、英語の法助動詞の場合のような仕方で多義性の構造を説明することはできない。

つまり、英語の場合は事態を生じさせる「力」を意味的に内包する動詞が発点になっているからこそ、義務の意味から認識の意味への拡張が起こったのだと考えられる。日本語の場合には動詞の活用語尾の一部なので、それ自体にもともと「力」が意味的に内包されていたとは考えにくいし、またそう考えたとしても上で述べた通り、日本語の事実には即していない。このことは、文法化現象がどのような語をもとにして始まっているかによってその変化の動機付けが異なることを示唆しており、そのような点の考慮なしに「義務の意味から認識の意味へ」というような「唯一方向性」の仮説を立てること自体が言語の本質とはかけ離れているということになる。

それでは、(11)の「べし」の例で見たような、日本語の法助動詞の多義の構造はどのように考えればいいのか。これについて、尾上

(2001)は(13)に引用した部分に引き続いて、以下のように述べている：

- (14)事態を述べる際のある一つの述べ方の形式（叙法形式）であるところから、その“述べ方スキーマ”の様々な適用のあり方の幅として（その述定形式が結果的に文にもたらす）意味の広がりの説明することが必要になる。

この考え方を、「べし」についてあてはめると、「べし」自体は「非現実事態」として命題内容を提示するという極めて抽象的な叙法的意味だけを有しており、それが具体的な命題内容と結びついて「推量」や「義務」、「可能」といった意味が生じるということになる。このような考え方は、モダリティを「主観性」という意味的な範疇でとらえるのではなく、あくまでも叙法（西洋文法でいうところの「ムード」）という文法的範疇と考える立場と一致する。<sup>6</sup>

「べし」の多義性を生み出す詳しい仕組みおよび動機付けなどについては今後の検討課題とするが、日本語の法助動詞の意味拡張が、英語など欧米の言語を元にして立てられた仕組みでは到底説明できず、日本語特有の要因を考慮にいたした仕組みを考えていく必要があることが明らかになったであろう。

次節では、韓国語の法助動詞の体系が、現代日本語の体系と共通点を持つことを示していく。

#### 4. 韓国語の法助動詞

韓国語は15世紀にハングル文字が発明される以前の歴史的資料が乏しく、法助動詞の発達についても通時的な発達に関する詳しい研究は管見の限り見あたらない。韓国人の言語学者と何人か個人的に話した限りでは、そもそも日本語における法助動詞の研究ほどには韓国語の法助動詞の研究は共時的にも進んでいないようである。韓国で発行されている学会誌や紀要論文レベルでは法助動詞を扱ったものも見られるが、

仁田(1991)や益岡(1991, 2007)のようにモダリティ研究の中で体系的・網羅的に法助動詞を扱っているものは存在しないようである。従って、韓国語の法助動詞の体系的な特徴付けに関しては、日本語と韓国語の対照研究に主に依拠している。

Horie (2003)は、韓国語の法助動詞が(i)義務的意味の法助動詞と認知的意味の法助動詞はほとんど別形式で表されること、そして(ii)多くの法助動詞が迂言的な構造を持っているという点で日本語の法助動詞と類似していることを指摘している。Horie (2003)が挙げている韓国語の法助動詞の例は以下の通りである。

#### (15)

認知的法助動詞	
形式	意味
-nun/n/l ci moluta	possibility (weak)
-nun/n/l kes kathta	possibility (strong)
-nun/n/l tus hata	possibility (strong)
-nun/n/l kes-ita	probability

義務的	
Form	Meaning
-l swu isssta	ability
-to toyta / cohta	permission
-ya hata / toyta	obligation
-ci anh-umyen an toyta	obligation
-l swu epsta, mo + Verb	negation of ability
-myen an toyta	negation of permission negation of obligation
-ko siphta	desire

Horie (2003:208;一部改変)

日本語との類似性を特にはっきり示すものとしては、例えば nun/n/l ci moluta の moluta が「知らない、わからない」を意味する動詞であり、全体として日本語の「かも知れない」にほぼ対応している。また、-ci anh-umyen an toyta は日本語の「なければならない」にほぼ対応しているし、-to cohta は「～でもいい」に対応している。このようにほぼ逐語的に日本語と対応している法助動詞に関しては、日本語からの翻訳借

用の可能性が高いとされているが、そもそもそのような翻訳借用を可能にするだけの体系的な類似性があったと考えられる。日本語と韓国語でこのような共時的体系の類似が見られるのは、通時的発達の面でも何らかの共通点があったと推察される。日本語と韓国語のどのような要因がこのような共通した特徴を生み出しているのかを探っていくことは、法助動詞の意味的拡張の普遍的法則性と個別的特性を明らかにする上で重要なことだと考える。<sup>7</sup>

ここまでは、英語の法助動詞の発達経路と日本語（および韓国語）の法助動詞の発達経路が異なることを指摘した。しかし、これらの言語の法助動詞の文法化に関して共通点も見いだせる。次節ではその共通点について考察する。

## 5. 主観化

### 5. 1. 日英語の主観化の共通性

2 節で Sweetser (1990)の力動性のメタファー的拡張による意味発達の説明を紹介した。力動性の考え方の基本は外界に生じている事象が、その事象に参加している個体間の「力」の相互作用によって支配されているというものである。このような力の相互作用は本来、言語を使用する概念化者（典型的には文の話者）から見ると外的な世界に属する。それに対して認識的意味における「力」の相互作用は概念化者の内的な世界に属するものになっている。このように言語形式の解釈が概念化者の内的な世界に依拠するようになる変化を主観化 (subjectification)と呼ぶことにする。主観化という用語は認知言語学において、学者によって多少異なった意味で用いられているが、本稿では Hopper and Traugott (2003:86)の“a shift to a relatively abstract and subjective construal of the world in terms of language”という定義を採用する。このように主観化をとらえると、Sweetser (1990)のような説明にせよ、Traugott and Dasher (2002)のような推論による説明にせよ、義務的意味から認識的意味への拡張には主観化が関わっていることがわ

かる。Traugott and Dasher (2002)はまさにこの主観化を文法化における重要な意味変化として位置づけており、同じ義務的用法でも最初は外的な要因による強制の意味が先行し、その後で、命令・指示といった内的な要因の強制の用例が出てくるといった点にも主観化が現れているとしている。

それでは、日本語や韓国語のように英語とは発達経路が異なる言語において主観化という現象は起きているのだろうか。

日本語学における法助動詞の研究においては、どのような文脈に生起できるかを比較することで相対的な主観性の違いを措定するという作業が行われてきた。例えば高山(2002)では、「べし」と「む」の生起環境を比較し、前者が疑問文・否定文・条件節・理由節などに使用できるのに対し、「む」は否定文・条件節・理由節には使用できないことを指摘しており、これは「む」のほうが「べし」よりも主観性が強いことの現れと考えられる。

もし、文法化に伴う意味変化として主観化が存在するのであれば、より新しい法助動詞はより古い法助動詞よりも主観化が進んでいないことになる。「べし」の現代語にあたる「べき」は生起環境の点では中古語の時代とそれほど変わってはいないが、「なければならない」との意味比較からその主観性が浮かびあがってくる。

「べきだ」と「なければならない」の意味の違いに関する説明の仕方には、意味のどのような側面に注目するかによっていくつかのパターンが存在するが、本稿で注目したいのは丹羽(1991)の、以下のような説である：

- (16) a. 「べき」は、話者の主観において当該事態の実現を妥当なこととして要請するという判断を表す。  
b. 「なければならない」は、当該事態の実現が要請される状況にある、ということを表す。

丹羽(1991:54)

Traugott and Dasher (2002)の主観化に関するより詳しい特徴付けを見ると(16b)から(16a)への変化がまさに主観化のプロセスであることがわかる：

- (17) *Subjectification* is the semasiological process whereby {speakers or writers} come to over time to develop meanings for {lexemes} that encode or externalize their perspectives and attitudes as constrained by the communicative world of the speech event, rather than by the so-called "real-world" characteristics of the event or situation referred to.

Traugott and Dasher (2002: 30)

この点からいくと丹羽 (1991)の説は「べき」は「なければならない」よりも主観的であるということになる。次に(16)の説の根拠を検討してみる。

- (18) a. 私は会社に戻らなければなりません  
／? 戻るべきだ。  
b. 葉子じゃおまえと合わないんじゃない?  
花子と結婚するべきだと思わない?  
結婚しなければいけないと思うな。

(18a)において「なければならない」のほうが「べきだ」よりも自然なのは、命題内容があらかじめ決まっているからであり、(18b)で「べきだ」のほうが「なければいけない」よりも自然なのは話者の個人的意見を提示する場面だからである。つまり「当該事態の実現の要請」を話者が決める場合は「べき」、その状況の要因が決める場合は「なければならない」が使われるという相違がある。もちろん、このような一般化では説明しきれない例も多くあるし、他の説が提示している例とどのように折り合いをつけていくかという問題も残っている。<sup>8</sup>しかし、(16)は「べきだ」と「なければならない」の違いの側面

を捉えているものだという事は言えるであろう。

もし、(16)の捉え方が正しいとすれば、「べきだ」はより新しい「なければならない」よりも主観性が強く、この点でより主観化が進んでいると考えることができる。英語と日本語の法助動詞は、元になる語の種類が異なるため、意味の拡張プロセスも異なっているが、両言語とも、概念化者の外の世界の意味関係を概念化者の中に投影していくという意味での主観化のプロセスを辿っているという点は共通していると言える。次に、日本語と韓国語を比較した場合、主観化の傾向はどこまで共通なのかを見ることにする。

## 5. 2. 日韓語における主観化の対比

4 節で指摘したとおり、日本語と韓国語の法助動詞の間には、英語などには見られない共通性がある。しかし、5.1 節で見たような主観性に関して日本語と韓国語でどのような共通点・相違点があるのかという事に関する研究は管見の限り行われていないようである。そこで筆者は法助動詞を含んだ単文の例文判断を比較することによりこの点に関する予備的な調査を行うことにした。まず、日本人の大学院生4名に以下の文の適格性を判断してもらった。(19)から(21)までは命題内容の義務性があらかじめ決まっているため「なければならない」のほうが適切だと予想されるケースであり、(22)と(23)は話者の個人的意見を提示しているため「べき」が適切だと予想されるケースである：

- (19) a. 日本では車は左側を通るべきだ。  
b. 日本では車は左側を通らなければならない。  
(20) a. 今日私は学校に行くべきだ。  
b. 今日私は学校に行かなければならない。  
(21) a. 人間はいつか死ぬべきだ。

- b.人間はいつか死ななければならない。
- (22) a. (自分の意見として) 花子と結婚すべきだね。  
b. (自分の意見として) 花子と結婚しなければならないね。
- (23) a.自分の進むべき道は自分で決めたい。  
b.自分の進まなければならない道は自分で決めたい。

日本人の被調査者の反応はいずれも予想通りとなった。このことは「べき」と「なければならぬ」の主観性に関する差がはっきりとしていることを示していると考えられる。

次に(19)から(23)の日本語を韓国語に直訳してハングル表記にし、その適格性を、日本在住の韓国人大学教員 3 名に判断してもらった。以下にその例文を示す：

- (24) a.일본에서는 차는 좌측을 달려야 한다.  
「日本では車は左側を通るべきだ」  
b.일본에서는 차는 좌측을 달리지않으면 안된다.  
「日本では車は左側をとらなければならない」
- (25) a.오늘 나는 학교에 가야 한다  
「今日私は学校へ行くべきだ」  
b.오늘나는학교에 가지 않으면 안 된다  
「今日私は学校へ行かなければならない」
- (26) a.하나코와 결혼해야돼.  
「花子と結婚すべきだ」  
b.하나코와 결혼하지 않으면 안돼.  
「花子と結婚しなければならない」
- (27) a.인간은 모두 언젠가 죽어야 한다.  
「人間はいつか死ぬべきだ」

- b.인간은모두언젠가죽지않으면 안된다.  
「人間はいつか死ななければならない」

- (28) a.자신이 나아가야 할 길은 스스로 정하고 싶다.  
「自分の進むべき道は自分で決めたい」  
b.자신이 나가지않으면안되는 길은 스스로 정하고 싶다.  
「自分の進まなければならない道は自分で決めたい」

3人の母国語話者のうち一人は(24)から(28)の例文はどれも適切で a と b の二つの例文間に容認度の差は全くないということであった。この点を一週間おいて改めて尋ねてみても判断は変わらなかった。またもう一人は(24)と(25)に関してはどちらも適切だが、(26)から(28)については日本語と同じ適切性の差がでると判断した。また三人目の母国語話者は(24)から(28)まで、じっくりと意味を考えてみると日本語と同じような差が出るが、ぱっと聞いただけではそれほど違いには気づかないということであった。同じ例文を韓国のソウル大学で、日本語の知識のほとんどない大学教員たちにインフォーマルに判断を仰いだところ、おおむね(24)と(25)はいずれも問題がないと答え、(26)から(28)にかけては差を感じる人と感じない人がいるという傾向があった（助詞の選択など本稿の目的以外の部分での不適切さを受けた部分もあったが、これは上記の傾向の対象外である）。

このような点に関する事実調査は今後さらに詳しく行う必要があるが、法助動詞の主観化という点については、ここで問題にしているものに関する限りは、日本語のほうが韓国語よりも進んでいるということが言えそうである。このような違いが、日本語と韓国語の法助動詞体系全体を比べて見たときにどこまではっきりと表れるのかが今後の課題となるが、少なくとも同じような発達経路を辿ってきたと考えられる日本語と韓国語において、主観化の度合いが異

なる場合が存在するという事は、文法化の辿る道筋と主観化の度合いというのは決して連動するのではなくある程度独立した要因であると言えそうである。文法化というのが機械的に起こるプロセスではなく、人間が日々言語を使用していく中で形式と意味の相互関係を調節していく作業を通じて起こっている現象であることを考えれば、このことはある意味当然なのではないだろうか。

また、別の見方をすると、英語と日本語や韓国語は、法助動詞の発達プロセスは異なるにも関わらず、いずれの言語でも主観化のプロセス自体は観察されることから、文法化において本質的なのはこの主観化の部分ではないかとも考えられる。この主観化のプロセスが言語の他の部分とどのように相互作用してその現れ方が決まってくるのかということを考えるのは、認知的普遍性と個別言語的多様性を考える上で重要な視点だと思う。

## 6. まとめ

本稿では、まず英語において提唱されている、法助動詞の意味変化の唯一方向性に関する議論を紹介し、次にそのような方向性が日本語や韓国語には当てはまらないことを示した。しかしながら、これらの言語においては、法助動詞の意味の主観化が観察されることから、認知的な基盤に基づく主観化と個別言語的な要因との相互作用を探る重要性を例示した。

今回扱った事例は、法助動詞の中でも限られた一部のものであり、データに関してもパイロットスタディ的なものに限定されている。今後は理論的考察をさらに深め、データもより広い範囲のものを検討していきながらここで提示した考え方の妥当性を検証していきたいと思っている。

## 注釈

1. 英語の用例は特に断りのあるもの以外は British National Corpus (以下 BNC) から

採っており、例文の後の記号は、BNC における分類記号を示している。

2. Newmeyer (1998:290-291)は、(3)に挙げたような言語観を生成文法論者たちが持っているというというのは誤りであると主張している。確かに生成文法の枠組みでの通時的研究は多くあるし、形式と意味の完全な恣意性を前提としているというのも生成文法のどのような部分を念頭において述べられているのかが不明である。また、多義性の問題についても Bolinger (1977)のような代表的研究は生成文法の流れというよりは機能主義的な研究であり、むしろ認知言語学の立場を表していると考えられる。認知言語学のテキストなどでよく引き合いに出される(3)の主張はあまり実質的な意味を持たないのではないかと思う。
3. 動機付けの問題に関する詳しい考察については Radden and Panther (2004)を参照のこと。
4. 力動性に関する、日本語による詳しい説明については松本 (2003)を参照のこと。
5. (11)の用例および現代語訳は北原(1987)に依拠している。
6. モダリティの概念に関する様々な解釈の紹介およびそれらの批判的検討については Narrog (2005a)を参照のこと。
7. Moriya and Horie (2007)では Ikegami (1991)などが指摘するような文化によって事物の認識のスキーマが異なることが影響しているのではないかという考えを提示しているが、そのような説の妥当性を調べるにはより多くの個別言語、およびその言語が使用されている文化における事態把握のスキーマの調査が必要となってくる。
8. 例えば、「今から行くべきところがある」のように「なければならない」が用いられるケースや、「帰るべき家がある」のように可能

に解釈できるケースなどを丹羽(1991)は挙げている。

### 参考文献

- Bolinger, Dwight. 1977. *Meaning and Form*. London : Longman.
- Bybee, J, R. Perkins, and W. Pagliuca. 1994. *The Evolution of Grammar: Tense, Aspect, and Modality in the Languages of the World*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Goossens, Louis. 1987. "Modal Shifts and Predication Types." In Johan van der Auwera and Louis Goossens eds. *Ins and Outs of the Predication*, 21-37, Dordrecht: Foris.
- Heine, Bernd, Ulrike Claudi, and Friederike Hunnemeyer. 1991. *Grammaticalization: A Conceptual Framework*. Chicago: University of Chicago Press.
- Hopper, Paul J. and Elizabeth C. Traugott. 2003. *Grammaticalization* 2nd edition. Cambridge: Cambridge University Press.
- Horie, Kaoru. 1997. "Form-Meaning Interaction in Diachrony: A Case Study from Japanese." *English Linguistics* 14, 428-449.
- Horie, Kaoru. 2003. "Differential Manifestations of "Modality" between Japanese and Korean: A Typological Perspective." In Shuji Chiba et al. eds. *Empirical and Theoretical Investigations into Language: A Festschrift for Masaru Kajita*, 205-216. Tokyo: Kaitakusha.
- Ikegami, Yoshihiko. 1991. "'DO-language' and 'BECOME-language': Two Contrasting Types of Linguistic Representation." In Ikegami, Yoshihiko. ed. *The Empire of Signs: Semiotic Essays on Japanese Culture*, 285-326, Amsterdam: John Benjamins.
- 北原保雄編. 1987. 『全訳古語例解辞典』東京：小学館
- 黒滝真理子. 2005. 『Deontic から Epistemic への普遍性と相対性—モダリティの日英語対照研究』東京：くろしお出版
- 近藤泰弘. 2000. 『日本語記述文法の理論』東京：ひつじ書房
- 益岡隆志. 1991. 『モダリティの文法』東京：くろしお出版
- 益岡隆志. 2007. 『日本語モダリティ探究』東京：くろしお出版
- 松本曜. 2003. 「語の意味」松本曜編『認知意味論』, 17-72. 東京：大修館
- Meillet, Antoine 1912. *Linguistique Historique et Linguistique Générale*. Vol. 2. Paris: Librairie C. Klincksieck.
- Moriya, Tetsuharu and Kaoru Horie. 2007. "What is and is not Language-Specific about the Japanese Modal System?: A Comparative and Historical Perspective." ms.
- Narrog, Heiko. 2005a. "On Defining Modality Again." *Language Sciences* 27, 165-92.
- Narrog, Heiko. 2005b. "Modality, Mood, and Change of Modal Meanings: A New Perspective." *Cognitive Linguistics* 16, 677-731.
- 仁田義雄. 1991. 『日本語のモダリティと人称』東京：ひつじ書房
- 丹羽哲也. 1991. 「「べきだ」と「なければならない」」『大阪学院大学人文自然論叢 23・24』53-72.
- Newmeyer, Frederick J. 1998. *Language Form and Language Function*. Cambridge, Mass.: MIT Press.
- 尾上圭介. 2001. 『文法と意味 I』東京：くろしお出版
- Radden, Günter and Klaus-Uwe Panther, eds. 2004. *Studies in Linguistic Motivation*. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Sweetser, Eve. 1990. *From Etymology to Pragmatics: Metaphorical and Cultural Aspects of Semantic Structure*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 高山善行. 2002. 『日本語モダリティの史的探究』東京：ひつじ書房
- Talmy, Leonard. 1988. "Force Dynamics in Language and Cognition." *Cognitive Science* 2, 49-100.
- Traugott, Elizabeth C. and Richard B. Dasher. 2002. *Regularity in Semantic Change*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Warner, Anthony R. 1993. *English Auxiliaries: Structure and History*. Cambridge: Cambridge University Press.